

事 務 連 絡

平成30年9月12日

各 学 校 長 様

四万十町教育長 川上 哲男
(公印省略)

学校に勤務する町職員への旅費支給の取り扱いについて

上記について、各学校で勤務されている町職員(臨時職員を含む)が健康診断会場まで自家用車を使用した場合の旅費支給に関して各学校で取り扱いに相違がありましたので今後においては、下記の取り扱いで統一させていただきます。

学校事務担当者をはじめ、貴校町職員への周知をお願いいたします。

記

1. 健康診断に参加する場合の旅費支給の取り扱い

学校に勤務する町が雇用している職員(臨時職員を含む)が参加する健康診断については、「職務に専念する義務の免除」での校外勤務扱いとなりますので旅費の支給は行わないものとする。

【問い合わせ】

四万十町教育委員会事務局 学校教育課

0880-22-2594